

総務文教常任委員長報告

(R 4 . 3 . 2 3)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、**第４１号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正**については、育児休業及び部分休業の申出ができる非常勤職員の要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備しようとするものであり、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、

制度の周知と勤務環境整備を早急に進めるとともに、議会への状況報告を行うよう指摘要望するものであります。

次に、**第４２号議案、亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定**については、市の機関等への申請等について、情報通信技術を活用できるよう、必要な事項を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第４３号議案、亀岡市個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正**については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の一部改正に伴い、所要の規定整備を^{はか}図ろうとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第４４号議案、亀岡市消防団条例の一部改正**については、出動報酬の増額により、消防団員の処遇を改善し、団員確保を^{はか}図ろうとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第４５号議案、亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正**については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を^{はか}図ろうとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第４９号議案、^{へんち}辺地総合整備計画の策定**については、東別院町において、辺地対策事業の活用により地域の活性化を進めるため、令和４年度の計画を策定しようとするものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第50号議案、財産の取得については**、令和4年度に小学校及び義務教育学校へ入学する児童に配備するタブレット端末等の購入について、議会の議決を求めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第66号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については**、国の給与改定措置^{そち}に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第67号議案、亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正については**、これも国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、期末手当の支給割合等を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、本常任委員会に付託されました請願について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

受理番号1、「**刑事訴訟法の再審規程（再審法）**」の改正を求める**意見書の採択と提出を求める請願**について、その趣旨は、近年、有罪判決を受けた人が再審請求を行い、無罪となられる事件が相次いでいる一方、検察の異議^{いぎ}申立てにより再審^{こうはん}公判が開かれない状況などもあることから、刑事訴訟法の再審規程について、検察官の手持ち証拠を全面開示すること、及び、検察官の不服申立てを禁止することを明確にした改正を求める意見書の採択を求めるものであります。

審査では、請願者からの意見^{ちんじゅつ}陳述の機会を設け、それに対する質疑を行いました。

裁判により、すみやかに事実が明らかになることが、犯罪被害者を含め、すべての人にとってよい結果となるので、検察官の手持ち証拠を全面開示すること、検察官の不服申立てを禁止することが大事であるとの賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成少数により不採択と決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○育休取得も市が率先して

職員の育児休業に関する条例の一部改正
可決（全員賛成）

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための条例改正。

【在職期間要件緩和】
非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得するときの、1年以上の在職期間の要件を廃止。

【育児休業を取得しやすい勤務環境整備】
○妊娠、出産などを申出た職員に対する制

○団員確保へ、処遇改善

消防団条例の一部改正
可決（全員賛成）

出勤報酬の引上げにより、団員確保を図ろうとするもの。

度などの周知

○取得意向の確認

○育児休業の研修実施

○育児休業に関する相談体制の整備

○取得状況の公表など

【主な質疑】

問 男性職員の育児休業取得状況は。

答 平成30年度はゼロであったが、令和3年度の1年取得は2人、数か月の短期取得は数人いる。

【指摘要望事項】

制度の周知と勤務環境整備を早急に進めるとともに、議会への状況報告を行うこと。

【改正後の出勤報酬】

1日当たり出勤時間に
応じ、火災などの災害出勤は最大8,000円、訓練出勤は最大4,000円となる。